

合併の期日についての留意事項	先進地事例						備考	
<p>1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会における議決、都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(都道府県知事)、総務大臣による官報への告示など様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要があります。</p> <p>2 住民サービスや各種事務執行などにできる限り支障の少ない時期を想定して定めることが望ましいと思われまます。</p> <p>3 先進地の事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺えます。</p> <p>4 以上のことを踏まえ、合併の期日は、合併特例法の期限である平成17年3月31日までとし、具体的な期日については、今後の協議において確認することとする。</p>	平成3年4月1日以降の先進地事例(編入合併を含む)							
	期 日	都道府県名	新市町村名	合併関係市町村	合併の方式			
	平成3年4月1日	岩手県	北上市	(北上市・和賀町・江釣子村)	新設			
	平成3年5月1日	静岡県	浜松市	(浜松市・可美村)	編入			
	平成4年3月3日	茨城県	水戸市	(水戸市・常澄村)	編入			
	平成4年4月1日	岩手県	盛岡市	(盛岡市・都南村)	編入			
	平成5年7月1日	長野県	飯田市	(飯田市・上郷町)	編入			
	平成6年11月1日	茨城県	ひたちなか市	(勝田市・那珂湊市)	新設			
	平成7年9月1日	茨城県	鹿嶋市	(鹿嶋町・大野村)	編入			
	平成7年9月1日	東京都	あきる野市	(秋川市・五日市町)	新設			
	平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	(篠山町・西紀町・丹南町・今田町)	新設			
	平成13年1月1日	新潟県	新潟市	(新潟市・黒崎町)	編入			
	平成13年1月21日	東京都	西東京市	(田無市・保谷市)	新設			
	平成13年4月1日	茨城県	潮来市	(潮来町・牛堀町)	編入			
	平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	(浦和市・大宮市・与野市)	新設			
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	(津田町・大川町・志度町・寒川町・尾長町)	新設				
平成15年4月1日	香川県	東かがわし	(引田町・白鳥町・大内町)	新設				
平成15年4月1日	熊本県	あさぎり町	(上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村)	新設				